

告 示

埼玉県告示第五百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小鳥レスキュー会
- 三 代表者の氏名
上中 牧子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市美女木一丁目十八番地の六 第二美女木マンション百二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、コンパニオンバード（飼育を目的とした鳥類）の適正飼養に関する相談及び支援事業、普及啓発事業、調査研究事業を行い、人とコンパニオンバードが快適に共生できる環境を追求することで、動物愛護や公衆衛生についての啓発を図り、もって公益に寄与することを目的とする。